

松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

1 概要

令和3年2月5日付けで、「松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の改正に関するご意見を頂戴したくご依頼した件につきまして、結果を報告するものです。

2 結果

ご意見はありませんでした。

3 今後の方針

指定事業所において、業務継続計画をはじめとした各種計画を3年の間に策定することが義務付けられましたが、今後、関係機関と協力し各事業所が適切な計画を策定できるようサポートします。